平成２３年（フ）第３０７８号
横浜市神奈川区栗田谷９番33号　ピュアハウス栗田谷201号
債務者　池亀　一樹
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０８５号
神奈川県海老名市中新田１丁目５番25―301号
債務者　佐藤由美子（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１３６号
神奈川県藤沢市大鋸３丁目１番26―102号
債務者　川瀬　涼子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８４号
東京都立川市上砂町３丁目38番地の３メゾン中島103号
債務者　松澤　貴広
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６４４号
静岡市駿河区泉町６番23号　カワムラマンション403号、旧住所静岡市駿河区馬渕１丁目14番８号　メゾンキュービック１Ａ
債務者　土谷　　功
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４５号
静岡市駿河区泉町６番23号　カワムラマンション403号、旧住所静岡市駿河区馬渕１丁目14番８号　メゾンキュービック１Ａ
債務者　土谷　智代
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４８号
静岡県藤枝市本町４丁目１番18号
債務者　大石　茂雄
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６２号
岡山市中区乙多見33番地９
債務者　又野ルリ子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８４号
岡山市北区岩井２丁目４番12―２号　フォンテ・レオーネＢ―202
債務者　田中　麻紀
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２７号
岡山市中区高島２丁目10番１―205号
債務者　野上可代子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６６号
静岡市清水区船原１丁目169番地の１　プレジール船原101号、旧住所静岡市清水区吉川228番地の29　プレジール狐ヶ崎105
債務者　佐野　佳宏
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７７７号
静岡市葵区安東３丁目10番43―３号
債務者　瀧川　浄子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４２号
静岡市葵区瀬名６丁目11番５―105号
債務者　鈴木　淑乃
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７７７号
栃木県宇都宮市不動前４丁目２番18号
債務者　小林　芳夫
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８３号
栃木県宇都宮市峰町272番地４　キャッスル峰壱番館205号室
債務者　楡木　直美
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係